

木材利用説明

《木材利用ポイント事業における交換商品等の募集》

交換商品提供事業者向け説明会資料

交換商品提供事業者の応募における留意事項

木材利用ポイント事務局

平成25年4月

《目 次》

■ 交換商品提供事業者採択から商品交換開始までのスケジュール	1P
■ 木材利用ポイント事業における交換業務の運用フロー	2P
■ 交換業務ポータルについて	3P
■ 交換業務に関する取決書について	4P
■ 提供事業者として申請されるにあたってのご注意 交換商品等を選定する上でのご注意	5P
■ (地域の農林水産品等提供事業者)申請様式P 応募に係る必要書類チェックシート	6P
■ 地域の農林水産品等提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式P-3)の作成方法	7P
■ (農山漁村地域における体験型旅行提供事業者)申請様式H 応募に係る必要書類チェックシート	8P
■ 農山漁村地域における体験型旅行提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式H-3)の作成方法	9P
■ (一般型商品券・プリペイドカード提供事業者)申請様式S 応募に係る必要書類チェックシート	10P
■ 一般型商品券・プリペイドカード提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式S-3)の作成方法	11P
■ (農林水産品関連商品券提供事業者)申請様式R 応募に係る必要書類チェックシート	12P
■ 農林水産品関連商品券提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式R-3)の作成方法	13P
■ (地域・中小企業型商品券提供事業者)申請様式J 応募に係る必要書類チェックシート	14P
■ 地域・中小企業型商品券提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式J-3)の作成方法	15P

交換商品提供事業者採択から商品交換開始までのスケジュール

この度、木材利用ポイント事業の交換商品提供事業者(以下「提供事業者」という。)にご応募頂く皆様は、今後のお手続きと商品の交換開始までの流れについてご案内します。(状況に応じて変更となる可能性があります。)

提供事業者採択までのスケジュール

4月16日
(予定)

◆提供事業者公募開始

公募申請書類が(林野庁ホームページ及び木材利用ポイント事務局ホームページ)からダウンロードできます。

5月16日
(予定)

◆公募締切り

締切りまでに申請書と添付書類を、メールにて1通、郵送にて2部ご応募下さい。
※詳細については別途申請書式にてご確認ください。

◎◆書類精査期間

提出書類を基に、審査情報の整理を行います。
※この期間に事業者様へご連絡をさせて頂くことがあります。

6月上旬
(予定)

◆有識者委員会

外部委員会である有識者委員会の最終審査により、提供事業者が決定されます。

6月中旬
(予定)

提供事業者の決定

採択後、商品交換開始までのスケジュール

6月中旬
(予定)

◆交換業務ポータル用ユーザー名/パスワード通知

口座情報等の事業者情報を入力していただきます。
交換商品の登録、メンテナンスを行なっていただきます。

6月中旬
(予定)

◆口座情報の登録申請書の提出

6月下旬
(予定)

◆交換業務に関する取決書の確認

7月上旬
(予定)

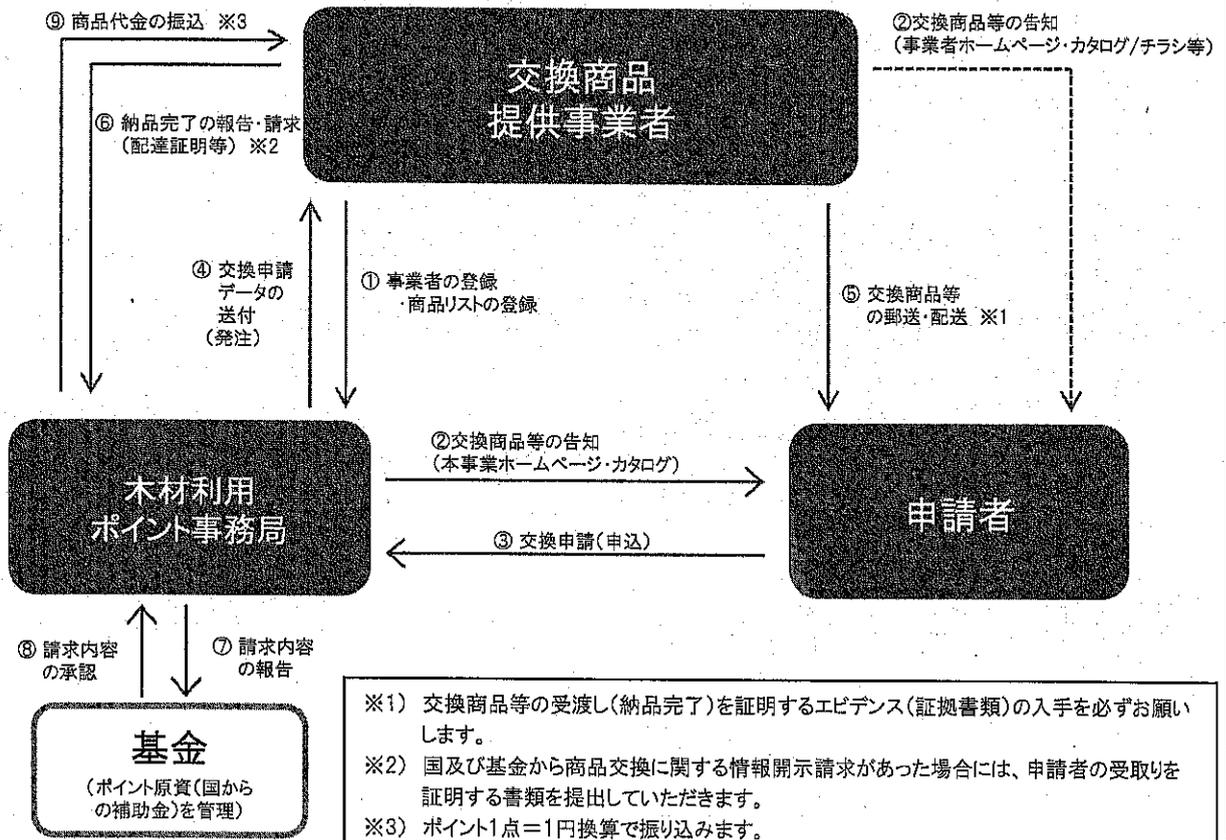
◎◆商品交換開始

交換商品等の情報公開(木材利用ポイント事務局ホームページ掲載)
※事業者様の告知物(ホームページ等)につきましても、事務局の定める交換開始日に併せて掲載して下さい。

木材利用ポイント事業における交換業務の運用フロー

木材利用ポイント事業における交換業務は、下記のようなフローにて運用が行われます。

木材利用ポイント事業における商品交換と業務フロー



交換業務ポータル上での業務

- | | |
|------------------------|--|
| ①提供事業者の登録
・商品リストの登録 | 採択された提供事業者は事務局が運営する『交換業務ポータル』を通して、提供事業者として必要な情報の登録や商品リストの管理を行います。(交換期間中、継続されます) |
| ②交換商品等の告知 | 提供事業者は、自社のホームページやカタログ・チラシ等で申請者に向けて交換商品等の告知をしていただきます。(告知ラベル、バナー等を有効にご利用下さい)
事務局は、本事業ホームページやカタログにて、交換商品等の告知を行います。 |
| ③交換申請(申込) | ポイントを持つ申請者は、事務局に対して希望の交換商品等との交換を申し込みます。 |
| ④交換申請データの送付
(発注) | 事務局は申請者からの申込みを受け、提供事業者に交換申請データの送付(発注)を行います。 |
| ⑤交換商品等の郵送・配送 | 発注情報を受け、提供事業者は申請者に対して交換商品等を提供します。 |
| ⑥納品完了の報告・請求 | 納品完了後、交換業務ポータルを通して事務局に納品報告を行います。
(<u>配達伝票等の証明書類を必ず残すようにして下さい</u>) |
| ⑦請求内容の報告
⑧請求内容の承認 | 事務局は毎月の締め日毎に基金に各提供事業者からの請求内容を報告し、基金の承認を得て、ポイント原資を受け取ります。 |
| ⑨商品代金の振込 | 事務局は提供事業者に対し、請求された商品代金を振込みます。 |

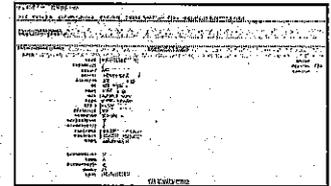
交換業務ポータルについて

提供事業者は、交換業務に係る業務のすべてを「交換業務ポータル」にて行います。交換商品等の登録、申請者からの交換申請データの授受、請求書の出力、事務局からのお知らせ等、あらゆる交換業務にて使用しますので、提供事業者に採択された際には、日々のチェックを怠らないようにお願いいたします。

商品登録

●交換商品等の登録・メンテナンス

交換商品等を登録する際に使用するイメージです。採択後に提供事業者の情報を入力する場合についても、このような登録ページを使って、必要情報を入力していただきます。

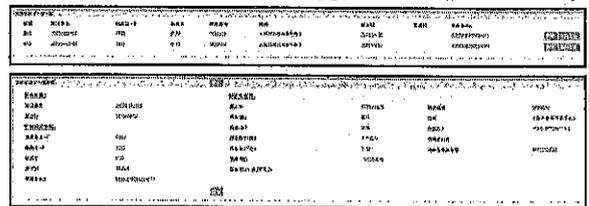


(画面イメージ)

商品発送

●申請者からの受注管理(交換申請データ管理)

申請者からの受注が入った場合、当該申請者のデータを事務局から入手して、郵送・配送先を把握する必要があります。そのデータが交換申請データです。



申請者ID	申請者名	住所	郵便番号	市区町村	支店名	担当者	電話番号	メールアドレス
001	株式会社A	東京都千代田区	100-0001	千代田	支店A	田中	03-1234-5678	tanaka@corp.a.co.jp
002	株式会社B	東京都千代田区	100-0002	千代田	支店B	山田	03-1234-5679	yamada@corp.b.co.jp

(画面イメージ)

納品完了

●納品完了登録

申請者への商品郵送・配送が終了後、交換業務ポータル上にて納品完了登録を行うこととなります。個別で登録を行う場合と、CSV形式で一括で行う場合の2パターンがあります。

請求

●請求書出力

納品完了登録のデータを基に集計されたポイント数が月次の請求額になります。この請求書についても、交換業務ポータルにて請求書をダウンロードし、必要箇所を押印後、速やかに事務局に郵送して下さい。



請求月	請求額	ポイント数
2023年10月	100,000円	10,000ポイント
2023年11月	120,000円	12,000ポイント
2023年12月	150,000円	15,000ポイント

(画面イメージ)

提供事業者は、事務局との発注・納品のやりとり、請求書の発行等の交換業務に係る大部分を交換業務ポータルを通じて行います。このため、インターネット環境を有しない、又はパソコン操作を行うことができない場合は、提供事業者として応募することができません。

※交換業務ポータルのアカウント(ユーザー名/パスワード)や詳しい操作マニュアルは、採択後にお渡しいたします。

交換業務ポータルの詳細な使用方法等については、採択後に別途「交換商品提供事業者マニュアル」や「交換業務ポータル用マニュアル」にてご案内をいたします。

交換業務に関する取決書について

木材利用ポイント事業に参加するにあたり、下記のような内容の交換業務に関する取決書を確認・遵守いただく必要があります。

■ 交換業務に関する取決書(項目名抜粋)

1. 提供事業者の遵守事項
2. 提供事業者の禁止事項
3. 提供事業者の責任
4. 提供事業者の秘密保持義務と個人情報保護義務
5. 提供事業者による業務の再委託
6. 支払条件と方法
7. 支払保留・返金
8. 情報提供の停止
9. 免責
10. 連絡・通知
11. 交換業務停止
12. 管轄裁判所
13. 本取決書に定めのない事項

提供事業者として申請されるにあたってのご注意

1. 本事業の実施にあたり、安定的な実施運営が図れる体制でのご応募をお願いいたします。

受注量が増えた場合でも、十分な運営体制を確保できていないと事務局が認める提供事業者は、提供事業者として不適格とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

2. 本事業への応募にあたり、事務局が定める申請書・添付資料などを必ず提出して下さい。

各事業者様からの応募が短期に集中した場合において、申請書の内容の不備や、添付資料の不備がある場合には、内容の審査に入らずに不採択とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

交換商品等を選定する上でのご注意

以下の事項にご留意いただき、交換商品等を選定の上、交換商品等・全商品リストの記入をお願いします。

1. 全国の申請者からの注文に対応できる商品を選定して下さい。

年間を通じて十分な供給量を確保できる商品を選定して下さい。
沖縄や離島地域等へ送付する可能性も考慮に入れて、「送料/手数料」等を含めた総ポイント数を設定して下さい。着払いは認めておりません。
(配送する地域等(離島)により、別途送料がかかり得ることを含めて「送料/手数料」を設定して下さい。)

2. 消費税込のポイント設定をお願いします。

事業期間中に状況が変わっても、交換期限終了まで変更することの無いポイント設定をお願いします。値上げやポイント変更はなし。

3. 農林水産品の幅広い商品を提供して下さい。

本事業では、商品ラインナップの充実等を目的とし、地域の農林水産品等は30品目以上の提供を要件としています。※被災地の農林水産品等提供事業者については10品目以上とします。
本事業における品目は、一般的に同じ種類に属すると認識されている品物の単位をいいます。
数量や大きさ、呼称等のみが異なる商品及び、同一の商品であって単に組合せを変更しただけの商品は、区別できる1品目とみなさない場合があります。

(例)同一品目とみなす商品

- ・松阪牛肉(500g)、松阪牛肉(1kg) (同じ品目とみなす)
- ・ササニシキ(10kg)、ササニシキ(20kg)

4. 1交換商品等当たりの必要ポイント数の上限は80万ポイントです。

木造住宅1棟当たり付与されるポイントは30万ポイントとなります。被災地においては、1棟当たり50万ポイントが付与されます。
また、上記以外に、内装・外装木質化を行った場合、最大で30万ポイントが付与されます。
なお、即時交換等には、付与されたポイントの50%を上限に利用ができることとします。

5. 提供できる商品は100商品までとします。

商品登録が大量にあると、申請者が商品を選ぶ際に負担がかかります。
魅力ある商品を選びやすく、又は選ばれやすくするため、提供できる商品数に上限を設けます。

6. 交換商品等の交換申請受付期間について必ずご確認ください。

本事業の交換商品等受付開始は、2013年(平成25年)7月上旬を予定しており、交換期限終了は、2014年(平成26年)10月31日を予定しております。

各社がかりがあるので
間違えないように選択する

4/16 に P-1, P-2 の確認!

P

地域の農林水産品等提供事業者

応募に係る必要書類チェックシート(申請書式P)

※申請書の他に、下記の必要書類を必ず添付して下さい。提出の前に必ずご確認下さい。
 ※書類は、募集要件を満たしていることを確認し、審査を行うためのものです。確認ができない場合は、不採択となりますのでご注意下さい。募集要件については、「募集要項」を必ずお読み下さい。

チェック	書 類
	(1) 申請書(様式P-1、P-2、P-3、P-4、同意確認書) × 郵送2部 メール1通
	(2) 法人登記簿謄本のコピー × 郵送2部 ※法人登記簿がない団体などは、法人登記簿に相当する資料を提出して下さい。
	(3) 木材利用ポイント事業における事業体制図(様式P-5) × 郵送2部 メール1通 ※記入方法は「全商品リスト/カタログ掲載情報」記入に関するご案内をご参照下さい
	(4) 取りまとめ事業者リスト(様式P-6) × 郵送2部 メール1通
	(5) 実際の販売で使用している商品リスト(HPの出力、その他商品リスト等) × 郵送2部
	(6) 商品提供に係る既存の約款又はそれに代わる書面 × 郵送2部
	(7) 【地域の木材を使用した家具の提供事業者】 ① 県産材証明書又は森林組合が発行する出荷証明書 × 郵送2部 ② ①により証明される木材が、家具の重量又は材積の過半を占めている旨の製造元の証明書類(書式自由) × 郵送2部 ③ 提供する家具について製品型番が存在する場合は、当該製品型番が分かる資料 × 郵送2部 ※1品目毎に上記書類の提出が必要となります。
	(8) 【地域の木材を使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品の提供事業者】 ① 使用している紙製容器の原紙が地域の木材を30%以上使用したものである旨の製紙メーカーの証明書類(書式自由) × 郵送2部 ② ①で証明される原紙を使用して当該容器を製造した旨の紙製飲料容器製造業者の証明書類(書式自由) × 郵送2部 ※1品目毎に上記書類の提出が必要となります。
	(9) 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー) × 郵送2部 ※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類のことをいいます。特定の書式はありません。 ※(参考)「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成21年10月9日 厚生労働省・経済産業省告示)など
	(10) 応募に係る必要書類チェックシート(申請書式P)※本紙 × 郵送2部

100 点以上の商品、(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

申請様式P

地域(の農林水産品)提供事業者の交換商品(全商品)リスト(様式P)の作成方法

●全商品記入例

商品コード	商品サブカテゴリ	産地・水揚地・加工地	商品名	商品詳細	内容量・サイズ等	必要ポイント数	特記事項	商品提供	年間取扱予定額	年間提供可能数	商品提供
M01	食品	青森県	サンふじりんご	全国的に有名な日本一のりんごの産地である「津軽」から、太陽の光と恵みをいっぱい受けて育った美味しいりんごを直送いたします。	3kg	3000			1000000	1000	
M02	家具	岩手県	木製キャビネット	岩手県産の松材を使用したキャビネットです。木のぬくもりが溢れる上品なデザインです。	幅1000×奥行400×高さ1800	10000			1000000	1000	
M03	食品	福岡県	有機野菜の詰め合わせセット(7種の野菜)	厳選した有機野菜の詰め合わせです。栄養価に富んだ野菜は自己治癒能力を高め、内から健康にしてくれます。安心できる野菜をお選びしてお届けします。	総量5kg	10000			1000000	1000	

【カタログ掲載情報】
カタログに掲載する商品を3つ選択して下さい。

【商品コード】
半角英数ハイフンのみ使用可能で10文字以内
※0(オー)、1(エル)など数字と紛らわしい文字は使用しないで下さい。

【年齢制限】
アルコール類など、年齢制限がある商品は半角数字を記入して下さい。

【特記事項】
商品提供にあたっての留意事項等を記入して下さい。

【申込み受付開始日/申込み受付終了日】
交換受付期間に制限がある場合は、日付を記入して下さい。
※受付期間に制限が無い場合は、空白のままでもかまいません。

【製品型番】
【地域の木材を使用した家具の提供事業者】及び地域の農林水産品等で家具を提供する事業者は、提供する家具について製品型番が存在する場合は商品の製造番号を必ず記入して下さい。
※半角英数・ハイフンのみ

◎林野庁のHPより
718、写真を貝本
1111

交換商品を案内する事務局のホームページ等には、写真など商品を詳しく紹介する情報が掲載できないため、「商品名」「商品詳細」「内容量・サイズ」項目に詳細な商品情報を記入頂くようお願いいたします。

① [産地・水揚地・加工地]

- ・「都道府県」…提供商品の生産地、水揚地、加工地の都道府県をプルダウンから選択して下さい。
- ・「市町村」…提供商品の生産地、水揚地、加工地の市町村その他一般に知られる地名を記入して下さい。
- ※産地等の表示については募集要項の別紙1の『地域の農林水産品等の例示等』についてを参照下さい。

② [商品名]

- ・商品名で商品内容が分かるように記入して下さい。 ※カタログに原則として、商品名のみが記載されます。
- ・商品コードや製品型番は記入しないで下さい。
- ・同一商品(バリエーションあり)を登録する場合には、商品名(形状・素材・色など)で区別して下さい。

③ [商品詳細] → ここを詳しく書く。事業者のHPなどでよいね

- ・商品が地域の特産物であることが分かる詳しい説明を記入して下さい。
- ・産地や加工地を明記して下さい。

④ [内容量・サイズ等]

- ・製品の内容量、サイズ、数量、仕様などを、単位まで詳細に記入して下さい。

⑤ [必要ポイント数]

- ・必要ポイント数は、[送料/手数料]などを含めて設定して下さい。着払いは認めておりません。
- ・沖縄や離島地域等へ送付する可能性も考慮に入れて、全国一律の必要ポイント数を設定して下さい。
- ※必要ポイント数の上限設定は80万点までとなります。

⑥ [生産・加工等事業者/年間取扱予定額/年間提供可能数]

- ・該当商品の「生産・加工等事業者名」を記入して下さい。
- ※セット商品などの場合は、代表する事業者名を記入して下さい。
- ・年間取扱予定額/年間提供可能数は、前年度の取引状況を参考に記入して下さい。

商品例

- 例① 商品名: 【青森県産】サンふじりんご 3kg
商品詳細: 全国的に有名な日本一のりんごの産地である「津軽」から、太陽の光と恵みをいっぱい受けて育った美味しいりんごを直送いたします。
- 例② 商品名: 【岩手県】木製キャビネット
商品詳細: 岩手県産の松材を使用したキャビネットです。木のぬくもりが溢れる上品なデザインです。
- 例③ 商品名: 【福岡県】有機野菜の詰め合わせセット(7種の野菜)(総量5kgを3回頒布)
商品詳細: 厳選した有機野菜の詰め合わせです。栄養価に富んだ野菜は自己治癒能力を高め、内から健康にしてくれます。安心できる野菜をお選びしてお届けします。

H

農山漁村地域における体験型旅行
提供事業者

応募に係る必要書類チェックシート(申請書式H)

※申請書の他に、下記の必要書類を必ず添付してください。提出の前に必ずご確認ください。
※書類は、募集要件を満たしていることを確認し、審査を行うためのものです。確認ができない場合は、不採択となりますのでご注意ください。募集要件については、「募集要項」を必ずお読みください。

チェック	書 類
	(1) 申請書(様式H-1、H-2、H-3、H-4、H-5) × 郵送2部 メール1通
	(2) 木材利用ポイント事業における事業体制図(様式H-5) × 郵送2部 メール1通 ※記入方法は「『全商品リスト/カタログ掲載情報』記入に関するご案内」をご参照ください
	(3) 体験型旅行に関する提出書式(様式H-6) × 郵送2部 メール1通
	(4) 直近3年間の体験型旅行の提供実績報告(様式H-7) × 郵送2部 メール1通 様式H-7で申告した農山漁村地域における体験型旅行(募集型企画旅行)を行ったことが確認できる資料 × 郵送2部 ※パンフレットの表紙のコピー等、提供期間が確認できる資料をお送りください。
	(5) 体験型旅行提供にあたっての確認書(様式H-8) × 郵送2部
	(6) 旅行業登録票(第1種)のコピー × 郵送2部
	(7) 不慮の事故に備えた緊急用の体制図等、 危機管理体制の整備について確認できる資料 × 郵送2部
	(8) 予定される全ての宿泊先の営業許可証 × 郵送2部
	(9) 体験プログラム運営者の賠償責任保険の加入証明書のコピー × 郵送2部
	(10) 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー) × 郵送2部 ※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類のことをいいます。特定の書式はありません。 ※(参考)「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成21年10月9日 厚生労働省・経済産業省告示)など
	(11) 応募に係る必要書類チェックシート(申請書式H)※本紙 × 郵送2部

申請様式H

農山漁村地域における体験型旅行提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式H-3)の作成方法

●全商品記入例

商品コード	商品サブカテゴリ		地域	体験型旅行パッケージ情報		商品名	商品詳細	必要ポイント数	年齢制限	特記事項	期間	申込み受付開始日	申込み受付終了日
	サブカテゴリ1	サブカテゴリ2		宿泊先	体験プログラム内容								
M1	体験型旅行	自然体験	秋田県	〇〇ホテル	白神山地森林散策ツアー	【秋田県白神山地区】 〇〇ホテル+森林散策ツアー・1泊2日※現地集合・解散	〇〇ホテルに1泊し、世界遺産の白神山地を散策する体験ツアーです。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。	30000 点	歳以上	※複数申請を希望する場合は、その旨を記入してください。			
M2	体験型旅行	農林水産体験	山口県	〇〇旅館	季節の収穫体験ツアー	【山口県萩山地区】 〇〇旅館+季節の収穫体験ツアー・1泊2日※現地集合・解散	〇〇旅館に1泊し、農産物がいっぱい山口県萩山地区で収穫体験を行います。自然薯掘りなど季節に応じた収穫体験を行います。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。	30000 点	歳以上	※複数申請を希望する場合は、その旨を記入してください。	2015-07-01	2015-12-31	
M3	体験型旅行	農林水産体験	和歌山県	〇〇荘	和歌山体験ツアー	【和歌山県串本町】 〇〇荘+和歌山体験ツアー・1泊2日※現地集合・解散	〇〇荘に1泊し、世界遺産の和歌山県串本町で体験を行います。自然薯掘りなど季節に応じた収穫体験を行います。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。	25000 点	歳以上	※複数申請を希望する場合は、その旨を記入してください。			
M4	体験型旅行	体験プログラムを 複数より選択	長野県	ロッジ〇〇	自然学習ツアー	【長野県安曇野市】 ロッジ〇〇+自然学習ツアー(次より選択)①酪農体験②天体観測③そば打ち体験 〇〇荘に1泊し、自然学習ツアーを行います。	ロッジ〇〇に1泊し、長野県安曇野市の大自然の中で体験プログラムを行うツアーです。体験プログラムは複数の中から1つお選びいただけます。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。	50000 点	歳以上	※複数申請を希望する場合は、その旨を記入してください。			

【カタログ掲載情報】
カタログに掲載する商品を
3つ選択して下さい。

【商品コード】
半角英数字ハイフンのみ使用可能で10文字以内
※ローマ字の「O」(オー)、「I」(エル)など数字と紛らわしい文字は使用しないで下さい。

【特記事項】
商品提供にあたっての留意事項等を記入して下さい。

【申込み受付開始日】
申込み受付終了日
交換受付期間に制限がある場合は、日付を記入して下さい。
※受付期間に制限が無い場合は、空白のままでもかまいません。

①「体験型旅行パッケージ情報」

- ・「宿泊先」…指定の宿泊先を記入して下さい。(ホテル名・旅館名等)
- ・「体験プログラム内容」…体験プログラムの内容を記入して下さい。

②「商品名」

- ・地域、宿泊先、体験プログラム内容の順で記載して下さい。

③「商品詳細」

- ・商品内容が分かる詳しい説明を記入して下さい。
(宿泊先や体験プログラムについての特徴をまとめて記載して下さい。)

④「必要ポイント数」

- ・必要ポイント数は、[送料/手数料]などを含めて設定して下さい。着払いは認めておりません。
- ・沖縄や離島地域等へ送付する可能性も考慮に入れて、全国一律の必要ポイント数を設定して下さい。
- ※必要ポイント数の上限設定は80万点までとなります。

⑤「年齢制限」

- ・参加資格に年齢制限がある場合は、記入して下さい。

商品例

- 例① 商品名: 【秋田県白神山地区】 〇〇ホテル+森林散策ツアー・1泊2日※現地集合・解散
商品詳細: 〇〇ホテルに1泊し、世界遺産の白神山地を散策する体験ツアーです。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。
- 例② 商品名: 【山口県萩山地区】 〇〇旅館+季節の収穫体験ツアー・1泊2日※現地集合・解散
商品詳細: 〇〇旅館に1泊し、農産物がいっぱい山口県萩山地区でゆずや柿の収穫、自然薯掘りなど季節に応じた収穫体験を行います。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。
- 例③ 商品名: 【長野県安曇野市】 ロッジ〇〇+自然学習ツアー(次より選択)①酪農体験②天体観測③そば打ち体験
商品詳細: ロッジ〇〇に1泊し、長野県安曇野市の大自然の中で体験プログラムを行うツアーです。体験プログラムは複数の中から1つお選びいただけます。モデルプランなど詳細はURLよりご確認ください。

S

一般型商品券・プリペイドカード

応募に係る必要書類チェックシート(申請書式S)

※申請書の他に、下記の必要書類を必ず添付して下さい。提出の前に必ずご確認下さい。
 ※書類は、募集要件を満たしていることを確認し、審査を行うためのものです。確認ができない場合は、不採択となりますのでご注意下さい。募集要件については、「募集要項」を必ずお読み下さい。

チェック	書 類
	(1) 申請書(様式S-1、S-2、S-3、S-4、S-6、同意確認書) × 郵送2部 メール1通
	(2) 木材利用ポイント事業における事業体制図(様式S-5) × 郵送2部 ※記入方法は『「全商品リスト/カタログ掲載情報」記入に関するご案内』をご参照下さい
	(3) 商品券に関する概要資料 ●パンフレット等商品券に関する概要資料 × 郵送2部 ●券面の見本又は表面・裏面の写し × 郵送2部 ●使用可能範囲に関する資料 × 郵送2部
	(4) 財務局からの登録通知書の写し又は財務局登録番号が分かる書類 (金融庁のHP上のリストの出力も可) × 郵送2部 資金決済法第8条の登録申請書のコピー × 郵送2部 ①「登録申請書」(第1面) ②「前払式支払手段の種類、名称、発行価額及び支払可能金額等」(第4面) ③「前払式支払手段の発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面」(第5面 別添) ④「発行、資金決済の概要図」(第6面) ※変更届出を行なっている場合には、「変更届出書」及びその変更を反映した後の書類のコピー
	(5) 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー) × 郵送2部 ※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類のことをいいます。特定の書式はありません。 ※(参考)「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」 (平成21年10月9日 厚生労働省・経済産業省告示)など
	(6) 応募に係る必要書類チェックシート(申請書式S)※本紙 × 郵送2部

申請様式S

一般型商品券・プリペイドカード提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式S-3)の作成方法

●全商品記入例

商品コード	商品サブカテゴリ		主な 使用可能地域	商品名	商品詳細	必要 ポイント数	特記事項	数量限定	期間限定	申込み 受付開始日	申込み 受付終了日	
	サブカテゴリ1	サブカテゴリ2										
【必須】 半角英数・ハイフンのみで10文字以内。 ※「0」、「1」、「2」などの数字と紛らわしい文字は使用しないで下さい。	【必須】 以下のいずれかを選択して下さい。 ※商品券・生活関連券・旅行・宿泊券・交通系商品券・流通系プリペイドカード・クレジット系商品券・カタログギフト券・その他	【必須】 以下のいずれかを選択して下さい。 ※商品券・生活関連券・旅行・宿泊券・交通系商品券・流通系プリペイドカード・クレジット系商品券・カタログギフト券・その他	【必須】 使用可能地域が限定される場合は、下記よりエリアを選択して下さい。 【地域】 ・東北 ・関東 ・中部 ・北陸/甲信越 ・関西 ・中国 ・九州/沖縄	【必須】 80文字以内で商品名を記入して下さい。	200文字以内で記入下さい。 商品についての補足説明が記入できます。 ※商品券に使用エリアが限定されている場合は、必ず使用エリアを記入して下さい。 ※商品券に有効期限がある場合は、記入して下さい。	【必須】 半角英数のみ、リムは使用不可。 地帯等も含めて記入して下さい。	200文字以内で記入して下さい。 ※交換商品を提供するに当たって、ご留意いただく点がある場合は、全て記入して下さい。 ※数量限定の場合は、その数量を記入して下さい。	【必須】 数量限定の場合は「1」を記入。 ※数量限定の場合は「2」を記入。	【必須】 期間限定の場合は「1」を記入。 ※期間限定の場合は「2」を記入。	期間限定の商品は日付を記入して下さい。 (2013-07-01の形式で記入) ※半角英数・ハイフンのみ		
MX1	商品券	飲食券	東北	ABCお盆券・10,000円分	■1,000円分の商品券×10枚セット■有効期限なし■東北地方のABC加盟店約300店舗でご利用いただけます。	10500点	※必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1			
	記入例											
MX3	商品券	生活関連券		●●全国商品券・30,000円分	■1,000円分の商品券×30枚セット■有効期限は発行から5年間■全国●●加盟店約10,000店舗でご利用いただけます。	30000点	※必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1			
MX5	商品券	旅行・宿泊券	関東	ABC旅行券・50,000円分	■1,000円分の商品券×50枚セット■有効期限は発行から3年間■関東地方のABC加盟店約10,000店舗でご利用いただけます。	50000点	※必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1			
MX30	商品券	流通系プリペイドカード		●●電子マネー・300,000円分	■300,000円分の電子マネー。■有効期限なし。■最大額10万店舗以上の●●加盟店で利用可能な電子マネーです。	300000点	※必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1			

『カタログ掲載情報』
カタログに掲載する商品を
3つ選択して下さい。

『商品コード』
半角英数・ハイフンのみ使用可能で10
文字以内
※ローマ字の「O」(オー)、「I」(エル)
など数字と紛らわしい文字は使用しな
いで下さい。

『特記事項』
商品提供にあたっての留意事項等
を記入して下さい。

『申込み受付開始日』『申込み受付
終了日』
交換受付期間に制限がある場合は、
日付を記入して下さい。
※受付期間に制限が無い場合は、
空白のままがまいます。

①[商品名]

・必ず、その商品を特定する名称・券面額(総額)が分かるように記入して下さい。

②[商品詳細]

- ・商品内容が分かる詳しい説明を記入して下さい。
- ・券種、枚数(〇円券×〇枚、等)を記入して下さい。
- ・有効期限について必ず記入して下さい。※有効期限は有り無しを問わず、記入を必須としています。
例1)有効期限なし
例2)有効期限:発行日(月)から〇ヶ月
- ・商品の使用可能範囲と使用可能店舗数を具体的に記入して下さい。
例)〇〇市内約50店舗で使用できます。

③[必要ポイント数]

- ・必要ポイント数は、[送料/手数料]などを含めて設定して下さい。着払いは認めておりません。
- ・沖縄や離島地域等へ送付する可能性も考慮に入れて、全国一律の必要ポイント数を設定して下さい。
※必要ポイント数の上限設定は80万点までとなります。

商品例

- 例① 商品名: ABC商品券 10,000円分
商品詳細: 1,000円券×10枚 ABC市商店街の加盟店約100店舗で使用できる商品券です。
有効期限は発行日から1年間。
必要ポイント数: 10500点
特記事項: 必要ポイント数には郵送料500円が含まれます。
- 例② 商品名: □□ギフトカード300,000円分(10,000円券×30枚)
商品詳細: 10,000円券×30枚 全国□□加盟店約3,000店舗でご利用できます。
有効期限なし。
必要ポイント数: 300000点
特記事項: ゴールデンウィーク・お盆休み・年末年始などの期間は、お届けに多少お時間がかかる場合がございますのでご了承下さい。

R

農林水産品関連商品券
(お米券、たまご券、お肉券、すし券、くだもの券、お花券)

応募に係る必要書類チェックシート(申請書式R)

※申請書の他に、下記の必要書類を必ず添付して下さい。提出の前に必ずご確認ください。
※書類は、募集要件を満たしていることを確認し、審査を行うためのものです。確認ができない場合は、不採択となりますのでご注意ください。募集要件については、「募集要項」を必ずお読み下さい。

チェック	書 類
	(1)申請書(様式R-1、R-2、R-3、R-4、R-6、同意確認書) × 郵送2部 メール1通
	(2)木材利用ポイント事業における事業体制図(様式R-5) × 郵送2部 メール1通 ※記入方法は『全商品リスト/カタログ掲載情報』記入に関するご案内』をご参照下さい
	(3)商品券に関する概要資料 ●パンフレット等商品券に関する概要資料 × 郵送2部 ●券面の見本又は表面・裏面の写し × 郵送2部 ●使用可能範囲に関する資料 × 郵送2部
	(4)財務局からの登録通知書の写し又は財務局登録番号が分かる書類 (金融庁のHP上のリストの出力も可) × 郵送2部 資金決済法第8条の登録申請書のコピー × 郵送2部 ①「登録申請書」(第1面) ②「前払式支払手段の種類、名称、発行価額及び支払可能金額等」(第4面) ③「前払式支払手段の発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面」(第5面 別添) ④「発行、資金決済の概要図」(第6面) ※変更届出を行なっている場合には、「変更届出書」及びその変更を反映した後の書類のコピー
	(5)個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー) × 郵送2部 ※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類のことをいいます。特定の書式はありません。 ※(参考)「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成21年10月9日 厚生労働省・経済産業省告示)など
	(6)応募に係る必要書類チェックシート(申請書式R)※本紙 × 郵送2部

申請様式R

農林水産品関連商品券提供事業者の交換商品
全商品リスト(様式R-3)の作成方法

●全商品記入例

商品コード	商品サブカテゴリ		主な 使用可能地域	商品名	商品詳細	必要 ポイント数	特記事項	数量限定	期間限定	申込み 受付開始日	申込み 受付終了日
	サブカテゴリ1	サブカテゴリ2									
MK1	農林水産品関連商品券	お肉券	●●●お肉ギフト券・10,000円分	●●●お肉ギフト券・10,000円分	■1,000円分のお肉ギフト券×10枚セット ■有効期限なし■全国の提携店約30,000店のお肉専門店をご利用いただける便利な商品券です。	10500	必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1		
MK3	農林水産品関連商品券	お米券		ABCおこめ券・90,000円分	■1,000円分のおこめ券×30枚セット■有効期限は発行日より5年間■全国の提携店約30,000店をご利用いただける便利な商品券です。	30500	必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1		
MK6	農林水産品関連商品券	お米券		ABCおこめ券・60,000円分	■1,000円分のおこめ券×60枚セット■有効期限は発行日より5年間■全国の提携店約30,000店をご利用いただける便利な商品券です。	60500	必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1		
MK30	農林水産品関連商品券	お米券		ABCおこめ券・300,000円分	■10,000円分のおこめ券×30枚セット■有効期限なし■全国の提携店約30,000店をご利用いただける便利な商品券です。	300500	必要ポイント数には、郵送料500円が含まれます。	1	1		

『カタログ掲載情報』
カタログに掲載する商品を
3つ選択して下さい。

『商品コード』
半角英数字のみ使用可能で10
文字以内
※ローマ字の「0」(オー)、「1」(エル)
など数字と紛らわしい文字は使用しな
いで下さい。

『特記事項』
商品提供にあたっての留意事項等
を記入して下さい。

『申込み受付開始日/申込み受付
終了日』
交換受付期間に制限がある場合
は、日付を記入して下さい。
※受付期間に制限が無い場合は、
空白のままかまいません。

交換商品を案内する事務局ホームページ等には、写真など商品を詳しく紹介する情報が掲載できないため、「商品名」「商品詳細」項目には、詳細な商品情報を記入頂くようお願いいたします。

①「商品名」

・必ず、その商品を特定する名称・券面額(総額)が分かるように記入して下さい。

②「商品詳細」

- ・商品内容が分かる詳しい説明を記入して下さい。
- ・券種、枚数(〇円券×〇枚、等)を記入して下さい。
- ・有効期限について必ず記入して下さい。※有効期限は有り無しを問わず、記入を必須としています。
例1)有効期限なし
例2)有効期限:発行日(月)から〇ヶ月
- ・商品の使用可能範囲と使用可能店舗数を具体的に記入して下さい。
例)〇〇市内約50店舗で使用できます。

③「必要ポイント数」

- ・必要ポイント数は、[送料/手数料]などを含めて設定して下さい。着払いは認めておりません。
- ・沖縄や離島地域等へ送付する可能性も考慮に入れて、全国一律の必要ポイント数を設定して下さい。
※必要ポイント数の上限設定は80万点までとなります。

商品例

- 例① 商品名: ABCおこめ券 100,000円分
商品詳細: 1,000円券×10枚 全国のABC加盟店約1000店舗で使用できる商品券です。
有効期限は発行日から1年。
必要ポイント数: 100500点
特記事項: 必要ポイント数には郵送料500円が含まれます。
- 例② 商品名: □□お肉商品券300,000円分(10,000円券×30枚)
商品詳細: 10,000円券×30枚 全国□□加盟店約3,000店舗でご利用できます。
有効期限なし。
必要ポイント数: 300000点
特記事項: ゴールデンウィーク・お盆休み・年末年始などの期間は、お届けに多少お時間がかかる場合がございますのでご了承下さい。

J

地域・中小企業型商品券

応募に係る必要書類チェックシート(申請書式J)

※申請書の他に、下記の必要書類を必ず添付して下さい。提出の前に必ずご確認ください。
 ※書類は、募集要件を満たしていることを確認し、審査を行うためのものです。確認ができない場合は、不採択となりますのでご注意ください。募集要件については、「募集要項」を必ずお読み下さい。

チェック	書 類
	(1) 申請書(様式J-1、J-2、J-3、J-4、J-6、同意確認書) × 郵送2部 メール1通
	(2) 木材利用ポイント事業における事業体制図(様式J-5) × 郵送2部 メール1通 <small>※記入方法は『「全商品リスト/カタログ掲載情報」記入に関するご案内』をご参照下さい</small>
	(3) 商品券に関する概要資料 <ul style="list-style-type: none"> ●パンフレット等商品券に関する概要資料 × 郵送2部 ●券面の見本又は表面・裏面の写し × 郵送2部 ●使用可能範囲に関する資料 × 郵送2部
	(4) <募集要項Vの交換商品の要件アに該当する場合> 財務局からの登録通知書の写し又は財務局登録番号が分かる書類 (金融庁のHP上のリストの出力も可) × 郵送2部 資金決済法第8条の登録申請書のコピー × 郵送2部 ①「登録申請書」(第1面) ②「前払式支払手段の種類、名称、発行価額及び支払可能金額等」(第4面) ③「前払式支払手段の発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面」(第5面 別添) ④「発行、資金決済の概要図」(第6面) <small>※変更届出を行なっている場合には、「変更届出書」及びその変更を反映した後の書類のコピー</small>
	(5) <募集要項Vの交換商品の要件イに該当する場合> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体から商品券等の発行につき資金面等の支援を受けていることを証する書類又は国・地方公共団体からの推薦状(様式J-7) × 郵送2部 メール1通 ・上記(4)の③～⑤に該当する書類 × 郵送2部 <small>※登録申請書類である必要はありません。それに代わる書類を提出して下さい。</small>
	(6) 個人情報保護に係る考え方・方針(いわゆるプライバシーポリシー) × 郵送2部 <small>※個人情報保護に係る考え方や安全管理・責任体制の確保など、個人情報保護のための体制が整っていることを記載した書類のことをいいます。特定の書式はありません。 ※(参考)「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(平成21年10月9日 厚生労働省・経済産業省告示)など</small>
	(7) 応募に係る必要書類チェックシート(申請書式J)※本紙 × 郵送2部

申請様式J

地域・中小企業型商品券提供事業者の交換商品 全商品リスト(様式J-3)の作成方法

●全商品記入例

商品コード	商品サブカテゴリ		使用可能地域	取扱所県	商品名	商品詳細	必要ポイント数	受け渡し方法	特記事項	数量限定	開始年度	申込み受付開始日	申込み受付終了日
	サブカテゴリ	サブカテゴリ											
9000	商品券	地域型	関東	北海道	ABC地域商品券・50000円分	■10000円券×5枚 有効期限なし 北海道〇〇市の加盟店約300店舗で利用可能	50000	窓口手渡し	※送料/手数料は含まれません。郵送料500ポイントが含まれます。	1			
9000	商品券	地域型	関東	宮城県	ABC地域商品券・50000円分	■10000円券×5枚 有効期限は発行日より1年間 加盟店約400店舗で利用可能	50000	窓口手渡し	※送料/手数料は含まれません。郵送料500ポイントが含まれます。	1			
9000	商品券	地域型	関東	東京都	ABC地域商品券・100000円分	■10000円券×10枚 有効期限は発行日より1年間 加盟店約2000店舗で利用可能	100000	窓口手渡し	※送料/手数料は含まれません。郵送料500ポイントが含まれます。	1			
9000	商品券	中小企業型	関東	大阪府	ショッピングセンター●●商品券 150000円分	■10000円券×15枚 有効期限なし 大阪府〇〇市の加盟店約100店舗で利用可能	150000	窓口手渡し	※送料/手数料は含まれません。郵送料500ポイントが含まれます。	1			
91000	商品券	地域型	関東	福岡県	ABCプレミアム商品券・110000円分	■プレミアム商品券10枚セット 110000円分 有効期限は発行日より1年間 九州の加盟店約3000店舗で利用可能	110000	窓口手渡し	※送料/手数料は含まれません。郵送料500ポイントが含まれます。プレミアム商品券は数量限定1000枚です。有効期限は発行日より1年間です。	2		2013-07-01	2015-12-31

【カタログ掲載情報】
カタログに掲載する商品を
3つ選択して下さい。

【商品コード】
半角英数字のみ使用可能で10
文字以内
※ローマ字の「O」(オー)、「I」(エル)
など数字と紛らわしい文字は使用し
ないで下さい。

【特記事項】
商品提供にあたっての留意事項等
を記入して下さい。

【申込み受付開始日】申込み受付
終了日
交換受付期間に制限がある場合
は、日付を記入して下さい。
※受付期間に制限が無い場合は、
空白のままでもかまいません。

交換商品を提供する事務局ホームページ等に掲載する商品名と商品詳細を詳しく紹介する情報が掲載できないため、商品名と商品詳細項目は詳細な商品情報を記入頂くようお願いいたします。

①[商品名]

・必ず、その商品を特定する名称・券面額(総額)が分かるように記入して下さい。

②[商品詳細]

- ・商品内容が分かる詳しい説明を記入して下さい。
- ・券種、枚数(〇円券×〇枚、等)を記入して下さい。
- ・有効期限について必ず記入して下さい。※有効期限は有り無しを問わず、記入を必須としています。
例1)有効期限なし
例2)有効期限:発行日(月)から〇ヶ月
- ・商品の使用可能範囲と使用可能店舗数を具体的に記入して下さい。
例)〇〇市内約50店舗で使用できます。

③[必要ポイント数]

- ・必要ポイント数は、[送料/手数料]などを含めて設定して下さい。着払いは認めておりません。
- ・沖縄や離島地域等へ送付する可能性も考慮に入れて、全国一律の必要ポイント数を設定して下さい。
※必要ポイント数の上限設定は80万点までとなります。

④[受け渡し方法]

- ・商品の受け渡し方法を「配送/郵送」「窓口手渡し」より選択して下さい。
- ※窓口手渡し商品の場合、申請者にはいつから交換商品の受け取りが可能かわからないため、交換商品の引渡しが可能になった時点で、交換事業者から申請者に対してハガキ等で必ず引換証を発送して下さい。

商品例

- 例① 商品名: ABC地域型商品券50,000円分
商品詳細: 10,000円×5枚 □□県□□市の□□商店街の加盟店約100店舗で使用できます。
有効期限は発行日より6ヶ月です。
必要ポイント数: 50500点
特記事項: 必要ポイント数には、郵送料500ポイントが含まれます。
- 例② 商品名: ○○商店街商品券53,000円分(プレミアム商品券)
商品詳細: 10,000円券×5枚、1,000円券×3枚 □□県□□市の加盟店約50店舗で利用可能です。
有効期限は発行日より6ヶ月です。
必要ポイント数: 50000点
特記事項: 数量限定(5000枚)のため、無くなり次第終了になります。

説明会用資料

4月11日(木)時点

木材利用ポイント事業における交換商品等の募集について(募集要項)(案)

平成25年4月

林野庁

木材利用ポイント事務局

1. 趣旨

地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山村地域の振興に大きく資するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対しポイントを付与し、第1次産業をはじめとした地域産業、ひいては農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援として木材利用ポイント事業を行います。

今般、木材利用ポイント事業の交換商品等及び当該交換商品等を提供する提供事業者について募集を行います。

※ 募集期間 平成25年4月16日(火)～5月16日(木)

2. 木材利用ポイントとの交換の流れ

- (1) 木材利用ポイントと地域の農林水産品等、農山漁村地域における体験型旅行、商品券、森林づくり・木づかい活動に対する寄附等(以下「交換商品等」という。)の交換は、消費者からの交換申請を受けて、木材利用ポイント事務局(以下「事務局」という。)から提供される商品発注データに基づき、木材利用ポイントの交換商品等を提供する事業者(以下「提供事業者」という。)が消費者に対して交換商品等を提供する形で行われます。
- (2) 木材利用ポイントの精算については、消費者の交換商品等の受取完了後に、提供事業者から事務局に対し納品完了の報告を行い、報告を受領した事務局から、提供事業者の口座に当該交換商品等との交換に当たり必要な木材利用ポイント数に相当する金額(1ポイント=1円相当)を入金する形で行われます。
- (3) 交換商品等との交換に当たり必要な木材利用ポイント数は、交換商品等の送付等に当たり必要な送料・手数料を含めて、各交換商品ごとに必要な木材利用ポイント数を提供事業者自身が設定することとします。 消費残りのポイント設定する つれ、80万円相当まで設定可能
- (4) 一般型商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券を除く。)への交換及び即時交換を行う場合は、付与された木材利用ポイントの50%を上限に利用することができることとします。

3. 募集の内容

以下のⅠ～Ⅴに掲げる種類の交換商品等を募集します。申請に必要な申請書式及び添付書類は各類型ごとに定めています。

Ⅰ. 地域の農林水産品等提供事業者

地域の農林水産品等を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

◎【交換商品の要件】

地域の農林水産品等であり、かつ地域の農林水産品等としての採用基準が明確であること。(別紙1参照) ↑
P13

- (注1) 地域の農林水産品等：地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは加工食品、伝統的工芸品、地域の木材を使用した家具又は地域の木材を使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品。(旅行等の役務・サービス、商品自体に地域特産品としての性格が認められず地域名のみを掲げたようなものについては、対象となりません。)
- (注2) 木材利用ポイントの付与対象となる木材製品及び本質ペレットストーブ等は、交換商品等の対象となりません。と書いておけない
- (注3) 郵送・配送の後に取付け工事等の役務・サービスを伴うもの及び火薬類等の郵送・配送による提供に適さないものは交換商品等の対象となりません。
- (注4) 複数回に分けて納品する頒布会式商品は交換商品等の対象となります。ただし、設定した回数で順次申請者に対し商品を届け、設定した回数の最後の商品を届けるまで納品完了登録(請求)をすることができません。 1回ずつを半年間と強要は、最後の納品とする、すべりみず。
- (注5) 数量や大きさ、呼称、味付け等の違いのみである商品及び同一の商品であって単に組合せを変更しただけのものは、区別できる1品目とみなさない場合があります。
- (注6) 提供できる商品数は、一の提供事業者につき100商品までとします。

④【提供事業者の要件】

以下のアからケまでに掲げる要件を満たす者

ア 以下の項目のいずれかを満たすこと。

○【地域の農林水産品等提供事業者】

地域の農林水産品等を販売する15以上の事業者が参加し、その事業者が提供する地域の農林水産品等が区別できる30品目以上の商品であること。

* 被災地の農林水産品等提供事業者についての要件緩和

本店又は主たる事務所の所在地が被災地に存在する事業者については、地域の農林水産品等を販売する2以上の事業者が参加し、その事業者が提供する地域の農林水産品等が区別できる10品目以上の商品であること。

(注) 被災地とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)」に基づく「特定被災区域」のことをいいます。(別紙2参照)

【地域の木材を使用した家具の提供事業者】

地域の木材を使用した家具を販売する事業者であって、その事業者が提供する地域の木材を使用した家具(地域の木材が家具の重量又は材積の過半以上を占めるものに限る。)が区別できる30品目以上の商品であること。なお、提供する商品は、1商品ごとに年間の取扱予定額が100万円以上であり、かつ、年間の提供可能数が100以上であること。

【地域の木材を使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品の提供事業者】

地域の木材を30%以上使用した紙製飲料容器を使用した飲料製品を販売する事業者であって、その事業者が提供する当該飲料製品が区別できる5品目以上の商品であること。なお、提供する商品は、一商品ごとに年間の取扱予定額が1000万円以上であり、かつ、年間の提供可能数が10万以上あること。

以下、共通要件

イ 法人格を有する団体、その他これに準ずる団体又は企業であること。

ウ 全国の消費者に対して、地域の農林水産品等を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。

エ 地域の農林水産品等への交換に際し、交換する地域の農林水産品等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。← 交付済品に対する管理

オ 提供する地域の農林水産品等の商品リストを作成し、事務局の告知物とは別に、消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること。(カタログ・チラシ等) 商品の写真も必要

カ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護の

ための体制が整っていること。

キ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

ク 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力ができること。

ケ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成26年10月31日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式P】 ※WEB上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式Pにより、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

② ※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式P）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

II. 農山漁村地域における体験型旅行提供事業者

農山漁村地域における体験型旅行を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

農山漁村の生活体験又は農作業、森林施業若しくは漁ろうの体験その他農業、林業又は漁業に対する理解を深めるための体験を行いつつ、農村、山村又は漁村に1泊以上滞在する旅行。

(具体例)

- ・ 農林水産業体験（果樹収穫体験、搾乳体験、地引き網体験）
- ・ 自然体験（トレッキング等のアウトドア体験）
- ・ 料理・食品づくり体験（そば打ち）

④ (注) 本商品を提供する事業者は、交換を申請した者に対し、旅行参加申込書一式を届けたことを証明した時点で納品完了登録（請求）をすることができます。

取付集令、取地預費
ない、予約情報にかかるとも
ふくむ

【提供事業者の要件】

以下のアからサまでに掲げる要件を満たすこと

ただし、宿泊先が体験場所がなっている場合に使用する予約手段

- ア 第一種旅行業者として登録されている者であつて、募集型企画旅行を提供すること。
- イ 30以上の宿泊先及び20以上の体験プログラムを提供すること。なお、提供する宿泊先及び体験プログラムそれぞれについて、次の①及び②の要件を満たすものとする。

①宿泊先に係る要件

- (ア) 宿泊先は営業許可を受けていること。
- (イ) 提供事業者は、宿泊先と安全及び衛生条件等並びに賠償責任保険に関する契約を締結しており、事務局の求めに応じてその写しを提出できること。

②体験プログラムに係る要件

- (ア) 農山漁村における体験活動を提供する NPO 法人等の非営利団体、第3セクター等又は農山漁村体験を推進するため農林漁業関係団体、観光関係者等が参画する地域推進組織等と連携をして体験プログラムを提供すること。
- (イ) 体験プログラムを運営する者は賠償責任保険へ加入しているものとし、不慮の事故に備えた緊急体制が整っていること。
- (ウ) 体験プログラムはインストラクター等の指導のもと行われること。
- (エ) 提供事業者は、体験プログラムを運営する者と安全及び衛生条件等並びに事故の備え等に関する契約を締結しており、事務局の求めに応じてその写しを提出できること。

- ウ 農山漁村地域における体験型旅行（募集型企画旅行に限る。）の提供実績が過去3年あること。
- エ 不慮の事故に備えた緊急体制が整っていること。
- オ 消費者が交換申請を行った旅行を提供できない場合は他の旅行を提供する等、全国の消費者に対して、農山漁村地域における体験型旅行を確実に提供できる能力を有していること。
- カ 農山漁村地域における体験型旅行への交換に際し、交換する旅行の予約情報、旅行商品の提供先情報等の管理及び実際に提供されたかの確認等の事務を適切に行うことができること。
- キ 提供する農山漁村地域における体験型旅行の商品リストを作成し、事務局の告知物とは別に、消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載を行えること。
- ク 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ケ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有するなど、全国事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- コ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力ができること。
- サ 交換商品の提供期間は、交換商品開始から平成26年10月31までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式H】 ※WEB上の専用申請フォームを活用してください。

- ・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。
申請書式Hにより、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

○添付書類【全項目必須】

- ・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。
申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式H）」を必ず御確認の上、御提出ください。

III. 一般型商品券・プリペイドカード

一般型商品券・プリペイドカードを提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

提供事業者が、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第7条の登録を受けて発行する、同法第3条第5項に規定する「第三者発行型前払式支払手段」であること。（ただし、IV. 農林水産品関連商品券は除く。）

（注1）「第三者発行型前払式支払手段」であれば、必ずしも全国で使用可能である必要はありません。

（注2）「第三者発行型前払式支払手段」であっても、使用範囲が1社（子会社等は1社に含みません。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。

（注3）射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

（注4）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

（注5）発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

（注6）申請者への受渡し方法が、配送・郵送による商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象とはなりません。

【提供事業者の要件】

以下のア～カに掲げる要件を満たす者

- ア 交換された商品券等のポイント数 100 ポイント当たり 0.1 円以上を森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うこと。(別紙 3 参照)
- イ 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ウ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- エ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- オ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力を行うこと
- カ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 26 年 10 月 31 日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 S】※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 S により、記入漏れ等のないようご確認の上、ご応募ください。

※住宅エコポイント事業および復興・支援住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式 S）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

IV. 農林水産品関連商品券

お米券、たまご券、お肉券、すし券、くだもの券、お花券等の農林水産品関連商品券を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

提供事業者が、資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 7 条の登録を受けて発行する、同法第 3 条第 5 項に規定する「第三者発行型前払式支払手段」であること。

- (注 1) 「第三者発行型前払式支払手段」であれば、必ずしも全国で使用可能である必要はありません。
- (注 2) 「第三者発行型前払式支払手段」であっても、使用範囲が 1 社（子会社等は 1 社に含まれます。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。
- (注 3) 射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。
- (注 4) 対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。
- (注 5) 発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。
- (注 6) 申請者への受渡し方法が、配送・郵送による商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象とはなりません。

【提供事業者の要件】

以下のアからオまでに掲げる要件を満たす者

- ア 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- イ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。
- ウ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- エ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力を行うこと
- オ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成 26 年 10 月 31 日までとすること。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式 R】※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式 R により、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。

※住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。
申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式R）」を必ず御確認の上、
御提出ください。

V.地域・中小企業型商品券

地域・中小企業型商品券を提供する事業者について、以下の要件を満たすものを募集します。

【交換商品の要件】

提供事業者が、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）若しくはこれらに類する者（法人格のない団体を含む。）又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たす商品券等であること。

ア 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第7条の登録を受けて発行する、同法第3条第5項に規定する「第三者発行型前払式支払手段」であること。

イ 発行者以外の第三者に対しても使用することができる商品券等（アに該当するものを除く。）であって、提供事業者が国又は地方公共団体から商品券等の発行について資金面の支援を受けているか、国又は地方公共団体からの推薦を得ていることにより、当該商品券等の安定的な供給の確保が図られていると認められるものであること。

（注1） 対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

（注2） 第三者発行型前払式支払手段であっても、使用範囲が1社（子会社等は1社に含みます。）の店舗に限定される商品券等については、対象としません。

（注3） 射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

（注4） 発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

（注5） 申請者への受渡し方法が、配送・郵送及び窓口手渡しによる商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象とはなりません。

【提供事業者の要件】

以下のアからオまでに掲げる要件を満たす者

ア 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。

イ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他の個人情報保護のための体制が整っていること。

ウ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧等が可能なパソコン環境と能力を有する等、事務局との木材利用ポイントの交換業務に際し、ポータルサイト上での提供事業者・交換商品の登録、交換申請データの授受から請求 データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。

エ 事業活動に伴う周知活動その他の木材利用ポイント事業への協力を行うこと

オ 交換商品の提供期間は、商品交換開始から平成26年10月31日までとすること。

(注) プレミアム付き地域商品券等の使用期間や発行額が限定される商品券等については、木材利用ポイントとの交換が確定した後、実際の受渡しまでに失効又は品切れとなって消費者の利益が損なわれることのないよう、短期失効又は品切れの可能性がある場合には、その旨をあらかじめ事務局及び消費者に対して適切に情報提供することが求められます。

<申請書式等>

○申請書式【申請書式J】※WEB上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。
申請書式Jにより、記入漏れ等のないよう御確認の上、御応募ください。
※住宅エコポイント事業および復興・支援住宅エコポイント事業において選定されている交換商品提供事業者については、今回の募集要件を満たしている場合に限り、同意確認書をもって簡略に申請を行うことができます。

○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。
申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式J）」を必ず御確認の上、御提出ください。

4. 募集期間等

(1) 募集期間

◎ 平成25年4月16日(火)～5月16日(木)

- ※郵送による提出及び電子メールでの送付は、5月16日(木)必着です。
- ※申請書類の提出期限は、厳守をお願いいたします。
- ※提出期限を過ぎての書類の提出は一切受けられませんので御注意ください。

(2) 申請書類の提出方法・提出先

- ・申請書式等は、各様式をダウンロードした上で電子データとして作成し、所定の方法で以下の提出先宛てに送付してください。
 - ・申請書式等は、郵送による提出(2部)と電子メールでの同申請書データの送付を必須とします。必ず郵送及び電子メール両方の御提出をお願いします。
 - ・申請書式等を郵送する際は、必要となる添付書類を必ず同封してください。
- ※添付が必要な資料については、申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート」を必ず御確認ください。

提出先： 木材利用ポイント事務局
木材利用ポイント事務局 募集担当 宛
住 所： 〒100-8799 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

電子メールアドレス

- ・交換商品等募集専用

*****@*****

- 注意事項
- (注1) 申請書提出の際は、必ず記入済みのチェックシートも添付してください。
 - (注2) 電子メールで送付いただく申請書電子データには押印する必要はありません。
 - (注3) 電子メールで送付する際のメールの件名及び申請書電子データのタイトルは、「(木材申請) AAAA」(Aは事業者名)としてください。
 - (注4) 郵送による提出は書留郵便等の配達記録が残る方法に限ります。(書留等)
 - (注5) 郵送時の提出部数は、各書類につき2部ずつです。
 - (注6) 郵送する書類(添付書類含む)は、事務処理の都合上、片面印刷(コピー)をお願いします。

(3) 問い合わせ先

木材利用ポイント事務局

ホームページ <http://mokuzai-points.jp>

電 話

それぞれ受付時間は9時～17時、土日祝日も含みます。

木材利用ポイント事務局

0570-666-799 (有料)

(IP電話・PHSからの問い合わせ先：03-6701-3270)

御応募いただいた交換商品及び提供事業者については、所要の書面審査等を経た後、事務局に設置された有識者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み審査を行った上で決定する予定です。

なお、木材利用ポイント事業の提供事業者として選定された場合の選定後の登録手続・スケジュール等については、別紙4を御参照ください。

地域の農林水産品等の例示等について
 (※それぞれ要項の要件を満たす必要があります。)

	小分類	具体例	(参考) 産地等の表示
農林水産物	農産物	米、豆、果物、野菜、花 等	生産地 (都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
	林産物	きのこ、山菜 等	生産地 (都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
	水産物	魚、貝、海藻 等	水揚地 (水揚港名又は水揚港若しくは主たる養殖場が属する都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
	畜産物	食肉、鶏卵、牛肉 等	生産地 (主たる飼養地が属する都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)
加工食品	—	漬け物、ハム、チーズ、干物、果実飲料 等	商品内容について実質的な変更をもたらす行為を行った都道府県、市町村、その他一般に知られている地名
木材製品	—	割箸、コースター、木の玩具 等	木材の生産地
地域の木材を使用した家具	—	ダイニングテーブル、ダイニングチェア、テレビ台 等	地域の木材の産地
地域の木材を使用した紙製飲料容器	—	カートカン、エコフラットカップ 等	—
伝統的工芸品	—	染織物、陶磁器、文具、漆器 等	伝統的工芸品の産地(都道府県、市町村、その他一般に知られている地名)

特定被災区域（10県222市町村）

平成25年1月1日時点

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県 (全域)	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県 (全域)	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亶理郡亶理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡犬衝村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県 (全域)	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡楡葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県 守谷市 鉾田市 八千代町 茨城郡境町 同郡五霞町 七郷1丁2地割	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

木材利用ポイント事業における一般商品券等提供事業者が行う森林づくり・木づかい活動に対する寄附について

木材利用ポイント事業（以下、「本事業」という）において一般商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）を提供する事業者（以下、「一般商品券等提供事業者」という。）は、別途事務局において登録される森林づくり・木づかい活動を行う団体（以下、「森林づくり・木づかい寄附対象団体」という。）に寄附していただくこととしています。なお、本事業における森林づくり活動とは、森林の整備（※）及び国内緑化推進のことを、また、木づかい活動とは、木材のよさやその利用の意義を学ぶ木育の促進・普及のことをいいます。

※ 森林の整備：目的とする森林を造成、維持するために、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ちなどの作業を行うこと。

(1) 森林づくり・木づかい寄附対象団体について

森林づくり・木づかい寄附対象団体とは、一般商品券等提供事業者又はポイント取得者が行う寄附の対象であって森林づくり・木づかい活動を行う他一定の要件を満たすものとして事務局に登録された団体のことをいいます。本事業における森林づくり・木づかい寄附対象団体については、平成25年●月●日（●）から●月●日（●）までの間、新規団体の募集を行います。

なお、団体の採択については事務局に設置された有識者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み審査を行った上で決定する予定です。

(参考) 木材利用ポイント事業の森林づくり・木づかい寄附対象団体の要件

① 個別団体に係る要件

以下の要件をすべて満たすこと。

ア 寄附対象とする活動が、森林の整備、国内の緑化の推進等の森林づくり又は木育の実施の木づかい活動であること。

イ 中間支援団体（※1）にあつては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

（※1） 中間支援団体とは、森林づくり・木づかい活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

ウ 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※2）であること。

（※2） これに準ずる団体：以下を整備していること。

－ 一定款・寄附行為に準ずる規約

－ 役員名簿

－ 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の3点）

－ 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ 団体としての活動実績が2年以上あること。

オ 平成22年度及び平成23年度の決算額並びに平成24年度の予算額を平均した年間財政規模（年間総収入）が100万円以上であること。

② 助成の団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体を実施する団体であって、以下アからオまでに掲げる要件を満たすこと。

ア 助成団体は①ア及びイを満たす団体に対して助成を行っていること。

イ 単一の企業の設立によるものでないこと。

ウ 助成としての活動実績が3年以上あること。

エ 客観的な基準及び方法により、助成対象団体を選定していること。

オ 平成22年度及び平成23年度の決算額並びに平成24年度の予算額を平均した年間の助成額実施額が30万円以上であること。

③ ①②の団体に共通に求められる要件

ア 事務局からの問い合わせに対して、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。

イ 団体としてのホームページを有していること。また、活動の結果について、当該団体のホームページで公表するとともに、事務局が別に定める様式に基づき、事務局及び一般商品券等提供事業者であって、寄附を行った者に報告を行うこと。

ウ 特定の政治的若しくは宗教的な活動又は組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。

エ 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

(2) 森林づくり・木づかい活動に対する寄附方法について

① 一般商品券等提供事業者は、毎年度末締めで、あらかじめ申告した寄附率（0.1%以上）を、当該一般商品券等提供事業者が提供する一般商品券・プリペイドカード（農林水産品関連商品券を除く。）に交換されたポイント数の総量に乗じて算出した寄附額を、事務局に報告します。

② 事務局に報告を行った後、一般商品券等提供事業者は選択した各団体又は全団体へ、直接寄附を行い、寄附の結果を事務局に報告します。

木材利用ポイント事業において選定された提供事業者における留意事項

今回の募集・選定後、平成25年7月上旬を目処に商品交換を開始する予定です。

このため、木材利用ポイント事業における交換商品の提供事業者として選定された事業者には、非常に短い期間で交換開始に必要な手続きを行っていただくことが想定されますので、予めご理解をお願いいたします。

(1) 木材利用ポイントの交換業務について

- ・提供事業者には、事務局が定める「交換商品提供事業者マニュアル」に則って交換業務を行っていただく必要があります。
- ・木材利用ポイント事業でお渡しする商品発注データには個人情報が含まれます。提供事業者として選定された場合は、その扱いについても厳密な運用を求められますので、「交換業務に関する取決書（秘密保持義務と個人情報保護義務含む）」を確認・遵守いただく必要があります。

(2) 交換商品提供事業者の登録手続

- ・提供事業者には、事務局より「交換業務ポータルサイト」の【URL】、【ユーザー名】及び【パスワード】を電子メールにて発行いたします。サイトにアクセスの上、必要情報を全て入力していただきます。入力完了後、「交換商品提供事業者登録申請書」をダウンロードし、登録手続をしていただきます。
- ・また、事務局が制定した「交換業務に関する取決書（秘密保持義務と個人情報保護義務含む）」を確認・遵守いただく必要があります。

(3) 交換商品の登録手続について

- ・交換商品の登録は、「交換業務ポータルサイト」から行っていただきます。
- ・提供事業者として選定された後、速やかに木材利用ポイント「交換商品カタログ」への掲載に必要な情報を確定し、事務局へ提供していただきます。
- ・また、応募時に提出された「交換商品全商品リスト」の情報に基づき、ポータルサイト上で速やかに交換商品（全提供商品）に関する情報を確定していただきます。
- ・事務局は、登録された交換商品の内容が木材利用ポイント事業の趣旨及び募集要件に即したものであるかの確認を行います。その結果、木材利用ポイント事業の趣旨及び募集要件に反する交換商品と判断された場合、その交換商品の削除または内容の変更等に協力していただきます。
- ・事務局は、各提供事業者から提供された交換商品情報を取りまとめ、公表しますので、提供事業者は事務局が案内する手続きに協力してください。

(印刷した商品リストの備え置きやWEB上でのリンクなど)